

第35号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和2年3月31日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第十号

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年十月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「困窮度」を「これらの基準表により算定した指数」と、「許可」を「承諾を行うもの」とに改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指數が同一の者があるときは、別に定める優先順位に基づき、承諾を行うものとする。
別表第二調整基準表備考第七項ただし書を次のように改める。

「ただし、卒園する保育所に入所した日の属する年度の初日において、卒園後に進級することができる系列の保育所が存する場合（入所後に系列の保育所の事情により進級することができなくなった場合を除く。）を除く。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則（平成十七年教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例 施行規則</p> <p>平成十七年十月十八日 文教委規則第五号</p> <p>第一条～第五条 (略) (許可の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により長時間保育の利用についての調整を行い、これらの中の基準表により算定した指數の高い者から承諾を行うものとする。この場合において、当該指數が同一の者があるときは、別に定める優先順位に基づき、承諾を行うものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第七条～第十四号 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>調整基準表 (略)</p>	<p>○文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例 施行規則</p> <p>平成十七年十月十八日 文教委規則第五号</p> <p>第一条～第五条 (略) (許可の基準)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 委員会は、長時間保育の申込者数が定員を超えるときは、別表第二により長時間保育の利用についての調整を行い、困難度の高い者から許可する。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第七条～第十四号 (略)</p> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p>調整基準表 (略)</p> <p>備考</p>

1～6 (略)

7 卒園児は、区内に住所を有し、引き続き翌年度4月からの入所を希望する者を対象とする。ただし、卒園する保育所に入所した日の属する年度の初日において、卒園後に進級することができる系列の保育所が存する場合（入所後に系列の保育所の事情により進級することができなくなつた場合を除く。）を除く。

8 (略)

付則

この規則は、公布の日から施行する。

1～6 (略)

7 卒園児は、区内に住所を有し、引き続き翌年度4月からの入所を希望する者を対象とする。ただし、たんぽぽ保育園分園、たんぽぽ保育園第二分園及びグローバルキッズ後楽二丁目園分園を卒園する児童を除く。

8 (略)